

非常変災時の措置等について

非常変災時等の措置について、お知らせいたします。災害時には、気象情報にも十分ご注意ください、迅速にご対応いただけるよう万全の備えをお願いいたします。

【臨時休業措置の基準】

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害が発生した場合には、臨時休業とします。また、午前7時を過ぎて始業時刻までに、発生した場合についても臨時休業とします。

1. 気象庁より、大阪市内に『暴風警報』もしくは『暴風雪警報』または河川反乱を除く各種『危険警報』『特別警報』が発令されている場合。(河川反乱に関わる警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来通り「2」の措置基準に準ずる)
2. 大阪市(大阪市長)より、所在する区(旭区)のいずれかの地域において、河川氾濫の『警戒レベル3(高齢者等は避難)』、『警戒レベル4(全員避難)』の発令があった場合。
なお、河川氾濫に伴う臨時休業等につきましては、気象庁等から出される防災気象情報(警戒レベル0相当情報)ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断いただきますようお願いいたします。
また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。お願いします。
 - 大阪市 HP(発令した場合、トップ画面に表示されます)
 - おおさか防災ネット(メール登録もできます)
 - 大阪市危機管理室ツイッター
 - LINE 大阪市公式アカウント
 - NHK 速報
 - 防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます)
3. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。
4. 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

※児童が登校後、非常事態が発生した場合、授業を中止し、保護者引き渡しを行います。

※臨時休業や授業が中止になったときは、いきいき活動も中止です。

※電話でのお問い合わせはご遠慮ください